

四半期報告書

(第28期第1四半期)

自 平成26年4月1日

至 平成26年6月30日

株式会社ゴルフ・ドウ

さいたま市中央区上落合二丁目3番1号

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- | | |
|---------------|---|
| 1 主要な経営指標等の推移 | 1 |
| 2 事業の内容 | 1 |

第2 事業の状況

- | | |
|------------------------------|---|
| 1 事業等のリスク | 2 |
| 2 経営上の重要な契約等 | 2 |
| 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 | 2 |

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- | | |
|-------------------------------|---|
| (1) 株式の総数等 | 3 |
| (2) 新株予約権等の状況 | 3 |
| (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 | 5 |
| (4) ライツプランの内容 | 5 |
| (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 | 5 |
| (6) 大株主の状況 | 5 |
| (7) 議決権の状況 | 5 |

- | | |
|---------|---|
| 2 役員の状況 | 5 |
|---------|---|

第4 経理の状況 6

1 四半期連結財務諸表

- | | |
|------------------------------|----|
| (1) 四半期連結貸借対照表 | 7 |
| (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 | 9 |
| 四半期連結損益計算書 | 9 |
| 四半期連結包括利益計算書 | 10 |

- | | |
|-------|----|
| 2 その他 | 13 |
|-------|----|

第二部 提出会社の保証会社等の情報 14

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月14日
【四半期会計期間】	第28期第1四半期（自平成26年4月1日至平成26年6月30日）
【会社名】	株式会社ゴルフ・ドゥ
【英訳名】	GOLF・DO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊東 龍也
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号
【電話番号】	(048) 851-3111 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部長 大井 康生
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号
【電話番号】	(048) 851-3111 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部長 大井 康生
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所（セントレックス） （愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第27期 第1四半期連結 累計期間	第28期 第1四半期連結 累計期間	第27期
会計期間	自平成25年 4月1日 至平成25年 6月30日	自平成26年 4月1日 至平成26年 6月30日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日
売上高 (千円)	1,180,897	1,109,620	4,312,733
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	21,711	△2,696	△69,020
四半期純利益又は四半期 (当期) 純損失 (△) (千円)	15,512	△5,505	△115,487
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	27,669	△6,580	△96,344
純資産額 (千円)	554,171	453,595	430,392
総資産額 (千円)	2,214,373	2,452,543	2,398,419
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期 (当期) 純損失 金額 (△) (円)	12.51	△4.44	△93.10
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	25.0	18.1	17.9

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税は含まれておりません。
3. 当社は平成25年10月1日付けで株式1株につき、100株の株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額又は四半期 (当期) 純損失金額 (△) を算定しております。
4. 第27期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第27期潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6. 第28期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ (当社及び当社の関係会社) が営む事業の内容について重要な変更はありません。なお、当第1四半期連結累計期間において、連結子会社であった株式会社サクシアは、保有株式の全てを売却したことにより、連結の範囲から除外しております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策等を背景に緩やかな回復傾向が続きましたが、物価上昇や消費税増税による消費減退が懸念され、個人消費を取り巻く環境及び消費全般の基調は引き続き楽観視できず、先行きが不透明な状況で推移いたしました。

また、当社グループが所属するゴルフ業界におきましても、個人消費に持ち直しの動きが見られたものの、依然として厳しい経営環境が続いております。要因は言うまでもなく消費税増税による売上の反動減であり、影響が最も大きかった4月から5月、6月へと尾を引く市況が続きました。しかしながら、ゴルフ場／練習場の利用者数は、前年同月比4月103.6%/100.8%、5月103.6%/97.8%（経済産業省「特定サービス産業動態調査」）とプレー人口は、堅調に推移しており、ゴルファーにおける「消費の優先順位」としてゴルフ用品よりプレー優先志向であったということが推定されます。

このような経営環境のもと、当社グループにおきましても消費税増税に対するさまざまな施策や販促活動を計画／実行に努めてまいりましたが、購入客数の減少、購入単価の下落などに歯止めをかけるまでには至りませんでした。営業販売事業におきましても、直輸入特価商材はもとより国内特価商材の確保に注力しながら、小型専門店からネット専業事業者、大型量販店まで各業態において受注獲得に努めてまいりました。

また、フランチャイズ事業においては平成26年4月に「倉敷笹沖店」を出店、5月末に「広島八木店」が閉店いたしました。よって、平成26年6月末日現在の営業店舗数は全国で合計75店舗となっております。

なお、平成26年6月17日に内容確定いたしました取締役に対する株式報酬型ストックオプションの費用を計上しております。また、繰延税金資産を3百万円取崩しております。

この結果、当第1四半期連結累計期間の業績は売上高が11億9百万円（前第1四半期連結累計期間11億80百万円）、営業損失が2百万円（同営業利益21百万円）、四半期純損失は5百万円（同四半期純利益15百万円）となりました。

セグメント別の状況は以下のとおりであります。

① 直営事業

当第1四半期連結累計期間における直営事業の売上高は7億47百万円（前第1四半期連結累計期間7億56百万円）となりました。また、セグメント利益は36百万円（同51百万円）となりました。

② フランチャイズ事業

当第1四半期連結累計期間におけるフランチャイズ事業の売上高は96百万円（前第1四半期連結累計期間98百万円）となりました。また、セグメント利益は36百万円（同37百万円）となりました。

③ 営業販売事業

当第1四半期連結累計期間における営業販売事業の売上高は2億66百万円（前第1四半期連結累計期間3億25百万円）となりました。また、セグメント損失は3百万円（同1百万円）となりました。

（2）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

（3）研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	4,400,000
計	4,400,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数（株） （平成26年6月30日）	提出日現在発行数（株） （平成26年8月14日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,311,300	1,311,300	名古屋証券取引所 （セントレックス）	単元株式数 100株
計	1,311,300	1,311,300	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期連結会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年5月26日
新株予約権の数（個）	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	30,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自 平成26年6月17日 至 平成31年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 9,600,000 資本組入額 4,800,000
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

2. ① 新株予約権者は、上記に定める新株予約権を行使することができる期間において新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、下記（注3）定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- ③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本件新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の行使の条件

上記（注）2. に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年 月 日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日	—	1,311,300	—	501,320	—	178,372

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 70,900	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,240,300	12,403	—
単元未満株式	100	—	—
発行済株式総数	1,311,300	—	—
総株主の議決権	—	12,403	—

② 【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社ゴルフ・ドゥ	埼玉県さいたま市 中央区上落合二丁目 3番1号	70,900	—	70,900	5.40
計	—	70,900	—	70,900	5.40

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	416,617	517,296
受取手形及び売掛金	224,924	222,931
商品	1,046,707	939,418
繰延税金資産	28,301	24,755
その他	57,863	54,555
貸倒引当金	△1,179	△1,175
流動資産合計	1,773,236	1,757,781
固定資産		
有形固定資産	224,663	215,660
無形固定資産	47,173	41,487
投資その他の資産		
敷金及び保証金	159,692	155,737
建設協力金	130,718	128,119
投資有価証券	19,611	20,478
繰延税金資産	3,286	3,236
その他	42,205	132,210
貸倒引当金	△2,167	△2,167
投資その他の資産合計	353,346	437,614
固定資産合計	625,182	694,762
資産合計	2,398,419	2,452,543
負債の部		
流動負債		
買掛金	224,273	186,696
短期借入金	378,477	439,530
1年内返済予定の長期借入金	276,276	296,280
未払法人税等	7,052	2,167
賞与引当金	21,001	11,313
ポイント引当金	24,385	25,956
その他	144,768	135,016
流動負債合計	1,076,235	1,096,960
固定負債		
長期借入金	679,806	690,733
繰延税金負債	7,619	7,619
退職給付に係る負債	123,623	123,727
資産除去債務	34,942	35,108
その他	45,800	44,800
固定負債合計	891,791	901,988
負債合計	1,968,026	1,998,948

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	501,320	501,320
資本剰余金	178,372	178,372
利益剰余金	△256,107	△241,400
自己株式	△23,625	△23,625
株主資本合計	399,960	414,667
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,606	3,473
為替換算調整勘定	27,826	25,884
その他の包括利益累計額合計	30,432	29,357
新株予約権	—	9,570
純資産合計	430,392	453,595
負債純資産合計	2,398,419	2,452,543

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
売上高	1,180,897	1,109,620
売上原価	787,679	716,881
売上総利益	393,217	392,739
販売費及び一般管理費	371,502	394,825
営業利益又は営業損失(△)	21,715	△2,086
営業外収益		
受取利息	905	1,441
受取手数料	618	791
為替差益	1,345	547
その他	147	315
営業外収益合計	3,017	3,096
営業外費用		
支払利息	2,909	3,474
その他	111	231
営業外費用合計	3,021	3,706
経常利益又は経常損失(△)	21,711	△2,696
特別利益		
子会社株式売却益	—	3,600
特別利益合計	—	3,600
税金等調整前四半期純利益	21,711	903
法人税、住民税及び事業税	4,585	2,862
法人税等調整額	1,612	3,546
法人税等	6,198	6,409
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	15,512	△5,505
四半期純利益又は四半期純損失(△)	15,512	△5,505

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失(△)	15,512	△5,505
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,875	866
為替換算調整勘定	8,281	△1,941
その他の包括利益合計	12,157	△1,074
四半期包括利益	27,669	△6,580
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	27,669	△6,580

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結累計期間において、連結子会社であった株式会社サクシアは、保有株式の全てを売却したことにより、連結の範囲から除外しております。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
減価償却費	11,338千円	12,202千円
のれんの償却額	4,369	—

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	直営	フランチャイズ	営業販売	合計		
売上高						
外部顧客への売上高	756,580	98,354	325,962	1,180,897	—	1,180,897
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	756,580	98,354	325,962	1,180,897	—	1,180,897
セグメント利益又は損失(△)	51,068	37,737	△1,435	87,370	△65,654	21,715

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額は、のれんの償却費4,369千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	調整額 (注) 2	四半期連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	直営	フランチャイズ	営業販売	合計			
売上高							
外部顧客への売上高	747,581	96,037	266,000	1,109,620	—	—	1,109,620
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	129	△129	—
計	747,581	96,037	266,000	1,109,620	129	△129	1,109,620
セグメント利益又は損失(△)	36,196	36,728	△3,988	68,936	△3,626	△67,396	△2,086

(注) 1. その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、マーケティング支援事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失(△)の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

3. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額(△)	12円51銭	△4円44銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は 四半期純損失金額(△)(千円)	15,512	△5,505
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額又は 四半期純損失金額(△)(千円)	15,512	△5,505
普通株式の期中平均株式数(株)	1,240,400	1,240,400
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に定めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	第4回新株予約権(総数300個)なお、概要は「第3提出会社の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

- (注) 1. 当社は平成25年10月1日付けで株式1株につき、100株の株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△)を算定しております。
2. 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年8月8日

株式会社ゴルフ・ドゥ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松本保範 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 瀬戸卓 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフ・ドゥの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゴルフ・ドゥ及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。